

令和2年度定時総会のご案内と「委任状」の提出のお願い

春暖の候、会員の皆様におかれましては、平素より当会の活動にご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染対策及び感染拡大が続くなか、定時総会開催の是非について4月2日の理事会で検討しました。下記理由により規模を縮小して開催することと致しました。

開催される総会には、特に議事に参加する必要があるもの（理事・監事・支部総括委員）以外の会員は、実際に来場いただくのではなく、「委任状」を提出いただく方法で参加することが適当であるとの判断に至りました。つきましては、一般会員の皆様には同封はがきの「委任状」の氏名欄に署名、委任者をご記入の上、**5月17日必着**で提出いただきますようお願い申し上げます。出席者と委任状を合わせて会員の過半数に満たない場合、総会を開催する事が出来ません。議案に関するご意見等ございましたら、事前に事務所までメール等でお受けいたします。ご理解とご協力をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、感染症拡大の状況変化によっては急遽開催を見送る場合もあります。その場合は本会のホームページ上でお知らせ致します。

記

日時：令和2年5月24日(日) 午前10:00～

場所：一般社団法人奈良県歯科衛生士会事務所 奈良市三条本町7番30-911

議案：第1号議案 令和元年度事業報告に関する件

第2号議案 令和元年度決算報告に関する件

その他

開催内容：定時総会（総会終了後予定していました市町村検診説明会は中止します）

開催判断の理由

- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法）第36条1項により定時総会は年に1回、毎年の事業年度終了後一定の時期（当会定款第14条には毎事業年度終了後3箇月以内）に招集しなければならないとあり、仮に延期しても6月末日までで感染症収束の見通しが不透明であることに変わりないと想定されること。
- ・総会の決議に代わる方法（総会をしない場合の決議）として、書面での議決権の行使（法人法第51・52条）があるが、会員全員が承諾し書面提出した場合に限られており、今までの総会運営状況等に鑑みて現実的ではないこと。

同封の返信はがきをご利用の上、委任状の提出にご協力ください。

5月17日(日)必着でご返送ください。

☆ **なお、総会開催場所が、奈良県歯科衛生士会事務所に
変更になりました。**